

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
1	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付要望期限の柔軟な設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付要望ができるよう運用を改められたい。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば“持ち出し”の状況となった。	総務省	全国市長会	柏市、八王子市、三浦市、新発田市、長野県、伊豆の国市、半田市、刈谷市、津市、茨木市、羽曳野市、鳥取県、鳥取市、徳島県、徳島市、愛媛県、北九州市、大牟田市、五島市、雲仙市、大分市、宮崎県、延岡市	○従前の追加交付要望の日程では、以下の支障が生じていた。 ・国勢調査の執行経費不足額の追加交付要望時期は、調査業務(調査期日10月1日)を行っている途中であり、確定した経費での追加要望ができなかった。 ・調査業務を行っている時期(調査期日10月1日)と執行経費不足額算定の時期が同時期であり、事務の輻輳が生じていた。 提案内容が実現すれば、年度末に調査執行経費を確定させた上で追加要望が行えるほか、調査業務を行っている時期(10月1日前後)に調査事務に専念できるなど、メリットが大きい。 ○当市では平成27年国勢調査において委託費の不足のため約6,000千円を一般財源から負担した。 ○統計法で定められている基幹統計調査は、国からの法定受託事務として、都を通じて市に委託されるが、平成27年度の国勢調査において、約2千万円もの不足が生じ、市の一般財源で対応することとなった。 国の法定受託事務である統計調査に係る必要経費は、全額、交付金として配分されるべきである。 ○本市においても、平成27年国勢調査の執行経費を委託金で賄いきれず、約3,600千円の不足が生じたため一般財源の持ち出しが発生した。 地財法第10条の4の趣旨に鑑み、制度改正を要望する。 ○「具体的な支障事例」でもある通り、委託金の追加交付要望の締切が11月だったため、不足分の試算が立てられないことに加え、検査事務の繁忙期であったことから担当職員が詳細を検証する時間も十分にあったとは言い難い。 結局、当市も一般財源から約25万円を持ち出すこととなった。	平成32年度に行われる国勢調査において、国勢調査の執行経費に係る委託金(市町村経費)の不足額が生じないようにするための方法について今後検討を行う。 具体的には、市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期について、地方公共団体から現状把握及び意見聴取を行い、その状況や都道府県の事務負担等を踏まえた案を作成し、地方公共団体との意見交換を行い、平成31年度までに決定する。
11	地方自治法第171条第4項に規定する告示手続きの廃止	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止	・住民等と接する機会の多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のたびに左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。 ・しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことは限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	総務省	今金町	西尾市、栗原市	○年度末、年度初めは職員の異動や旧年度、新年度の事務処理が重なるため、提案町と同様に、少ない人数で告示事務を行うことは、事務負担となっている。	地方自治法においては、事務処理の公正を確保するため、職務上独立した地位を有する会計管理者を一人に限定して設け、一元的に会計事務を行わせている。その趣旨は、会計管理者が会計事務に係る権限を有していることを対外的に明確にし、金銭の収受に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ることである。 しかしながら、実務上、会計管理者一人が当該団体の会計事務のすべてを行うことは困難である場合も考えられるため、地方自治法第171条第4項に基づき、普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができることとされている。 こうした委任を行う際には、一人の会計管理者が一元的に会計事務を行うこととしている趣旨(すなわち、金銭の収受に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ることを損なうことがあってはならないため、いずれの会計職員にいかなる事務が委任されているかを告示により対外的に明確にすることを義務付けているものである。仮に当該義務付けを廃止すると、金銭収受に関し、いずれの会計職員にいかなる事務が委任されているかが対外的に分からなくなり、住民等との間で金銭収受に係るトラブルが発生するおそれがある。 したがって、当該義務付けを廃止することは適当ではない。 なお、委任の告示については、住民に対して個々具体的な委任関係が明らかになってさえいれば、委任された各会計職員の氏名までも告示する必要はないと解されるため、各地方公共団体において、告示の規定の仕方を工夫することにより、異動ごとに告示の改正を行わなくて済むような運用も可能であると考えられる。
22	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。 一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年頃から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成29年4月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組んでおり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。 このような統廃合は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱いを求めたい。	総務省、文部科学省	高岡市	旭川市、鹿角市、郡山市、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、堺市、広島市、高知県、長崎県	○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余儀なくされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。 統合後に廃校となる予定の5つの小学校においては、廃校後の有効活用を図っていきたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、財産処分時における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。 ○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を持続させるため、学校規模適正化や学校施設と他の公共施設の複合化・多機能化の視点などを含め公共施設の再編に取り組む必要がある。 現状では、本市において、国庫補助金完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を数校想定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的に事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、処分制限期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができることとされ、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、国庫補助(交付金)を充当した施設を補助の目的外に活用する場合は、補助金相当額を国庫納付することを原則としています。 一方で、「補助金等適正化中央連絡会議の通知について(平成20年4月10日付け財計第1087号)」における政府全体の決定を踏まえ、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成20年4月30日付け総官会第790号。平成27年4月27日一部改正。)により、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ったところであり、国庫補助事業完了後10年以上経過した施設等を財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く)する場合、所定の報告があったものは総務大臣の承認があったものとして取り扱い、国庫納付を不要とするなど財産処分手続の弾力化を図っています。 ご提案の事業について、上記の弾力化の趣旨に沿うものかを御確認ください。
32	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	所得税の申告情報が地方団体へデータ送信される国税連携システムについて、電子申告(e-Tax)データについても書面申告したデータと同様に、税務署で処理した後のデータが地方団体へ送信されるようにするなど、国税連携システムのデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では個人事業税の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報を移す移送処理が税務署間で行われるが、地方団体へは「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの突合作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	総務省、財務省	東京都	北海道、宮城県、大田原市、柏市、新宿区、江戸川区、神奈川県、静岡県、久留米市、筑紫野市、延岡市、沖縄県	○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況で有り、適正な課税事務をするために提案内容については必要と考える。	e-Taxで提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、早期処理の観点から納税者が送信し正常に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。 仮に、「税務署で処理した後にデータ連絡」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることとなるため、データ送信方法の見直しについて、地方団体側の意見が集約されることが必要。 システムの改修等の対応については財務省において検討されるものと考えられるが、総務省としても、現在地方団体が行っている地方税事務の処理に支障をきたさないような見直しのあり方について、地方団体の意見をよく伺ってまいりたい。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
70	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大	地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。	県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の違約金について「私人に委託することを可能とする方向で検討」するとされている。 高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。	総務省	静岡県	北海道、埼玉県、岐阜県、東海市、岡山県、長崎県	○本県でもサービサーに回収委託している貸付金があり、サービサーが貸付金元金、県が延滞利息を回収している。 貸付金の場合、元金と延滞利息について債権管理上の扱いに違いはなく、延滞利息だけでも未納が残れば回収または債権放棄等を実施する必要がある。 延滞利息を含めた委託が可能となれば、より効率的な債権回収が可能となり、元金が納められた後に延滞利息の回収へとつなげやすくなる。 また、他の貸付金債権についてもサービサーへの委託を検討しやすくなる。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社(以下、「サービサー」という。)に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元金金はサービサー、違約金は県で回収というように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。 これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。 また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。 ○【具体的支障事例】 当県では、農業改良資金県貸付金(無利子)の未収金(元金)について、一部債権回収管理会社へ回収を委託している。 しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になり、また、債務者にとっては、返済先が異なることから、混乱の原因となることが懸念される。 【制度改正の必要性】 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金や延滞利息等も、一元的な債権管理ができるよう、私人委託の対象とすることが必要である。	平成27年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正の提案があり、当該提案を受けて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(243条)」については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」としているところである。 また、検討する際には、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要があるか、違約金等を私人に委託する範囲については、「収納」に加え「徴収」まで可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理することとしている。 今回の提案事項についても、これらの対応に含まれるものであり、現在、上記方針を踏まえて検討中である。
77	国直轄事業を都道府県が行う場合(施行委任事業)の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、事業の執行にあたっては、地方自治法や地方自治法施行令等に基づいて執行できるように会計法の規定を見直し。	【制度改正の経緯】 国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっており、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1～2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表(事前漏洩による不正防止)や最低制限価格の設定(ダンピングの防止)が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	総務省、財務省、環境省	島根県、中国地方知事会	岐阜県	○【支障事例】 本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。 しかし、国直轄(施行委任)事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなり、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。 平成25～27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。 また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違ふことで入札業者の混乱が生じている。 ○【支障事例】 本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は、1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。 施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加要する。)事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担を生じる。 また県の入札事務にて行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。	初めに、制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。
105	再任用制度の緩和 重点事項8	他自治体において退職した職員を当市で再任用することができるように求める。	当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地教法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻ることが多いため、当市では、そのような人材の中から、当市の実情をよく理解している職員を、再任用し、活用できないかと考えている。 しかしながら、現行の地方公務員法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。 具体的には、県との人事交流により当市の市立高等学校で勤務していた教職員を、定年退職後に再任用することを検討しているが、退職時、当該職員は県職員である場合には、当市で再任用することができない。また、群馬県、千葉県にある小中学生対象の市立宿泊体験学習施設に、当市の実情に精通し、当該宿泊体験学習施設の地域の状況を熟知した他自治体を退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができる職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限られているため、適切な人材配置に支障をきたしている。	総務省	川口市	茂原市、胎内市	○当県においても、他自治体の職員を再任用職員として任用しようとした事例がある。 具体的には、生徒指導経験や虐待事案に対して、経験豊富な小中学校教員定年退職者(市町村職員)を再任用職員として、子ども相談センター等に配置を検討。 経験者の配置により、当該職員が培ってきた経験やノウハウを活用し、県民への相談支援、若手職員への教育訓練、及び組織全体のマネージメント等を期待していたところ。 結果的に、再任用職員としては任用せず、特別職非常勤職員として任用した。 再任用制度の趣旨を踏まれば、職員が増ってきた多様な専門的知識や経験を幅広い職種で最大限活用する環境を整備することは、県民サービスの向上につながるため、制度改正が望まれる。	地方公共団体における多様な人材の活用については、任期付職員制度を設け、専門的知識・経験を有する職員の確保等を図っているところであり、提案されている任用は、この制度の対象となるものである。 実際の取組としても、富士市立高等学校において、県立高等学校の校長経験者を校長として採用しており、また、川崎市市民ミュージアムにおいて、教育実務経験者を募集した例などが見られるところである(これらは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条に基づくもの)。 一方で、再任用制度等の雇用と年金の接続については、民間において、平成16年に高齢者雇用安定法が改正され、事業主に高齢者雇用確保措置の義務が課され、事業主は、①定年年齢の65歳引き上げ、②希望者全員対象の65歳までの継続雇用制度導入、③定年の定め廃止、のいずれかを選ばなければならないこととされた。 これは、年金の支給開始年齢の引上げに伴い、その期間を雇用で対応する必要があることから、雇用と年金の接続の確実性を期すために、現に雇用している事業主が雇用の責任を負うこととするもの。 こうした民間における高齢者雇用対策の義務化を踏まえ、国や地方においても、社会的要請への対応として、任命権者に対して、将来の定年延長も視野に入れつつ、再任用の義務を課すよう、閣議決定や総務副大臣通知による要請で対応しているところ。 以上により、提案のように任命権者以外に定年退職者の雇用義務を課した場合、これまでの民間・公務を通じた取扱いと異なることとなり、混乱が予想されるため、再任用による対応はできない。
106	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中枢都市」の要件として三大都市圏の都市も対象とするよう要件の緩和を提案する。 意欲ある地域を応援するため、三大都市圏内の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正を提案するものである。	連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 本要綱では、連携中枢都市圏の対象を、その目的の中で「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象」とし、さらに、具体的な要件として①指定都市・中核市、②昼夜間人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区への在住在勤0.1未満、を対象と位置付けている。 このように、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、三大都市圏の区域内であっても、人口減少・少子高齢社会において一定の行政サービスを維持するためには、近隣自治体との広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を行っていく必要がある。三大都市圏の区域内にも、都市計画区域や医療圏等を同一とする様々な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中枢都市を中心とした一定の圏域の形成が可能と考えられる。 そうした中で、三大都市圏の都市の中で、現状、本要綱の要件に当てはまる市はごく限られており、実質的には三大都市圏の各都市は本要綱の活用を希望してもできない状況にある。 特に東京圏にあつては都心(東京23区)に昼間人口が集中することで、昼間人口が少なくなる傾向にあること、また、神奈川県においては、政令指定都市が3市所在している地域的な特徴を有していることから、「指定都市からの時間距離が離れている」「昼夜間人口比率概ね1以上」という要件は非常に厳しい基準であると考えられる。	総務省	茅ヶ崎市	小田原市	○要綱、第1(2)において構想の対象地域については、「主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進する」としている。 当市は、中核・施行時特別市のうち、首都圏の中心より最も距離(概ね70km圏)がある中で、候補市で、当市と同じ施行時特別市であるA市は60km圏、B市は70km圏となっている。 さらに、当市への通勤通学10%圏は周辺1市7町(本市を含め圏域人口約36万人)であり、首都圏にありながらも自立した経済圏を形成しているが、当該1市7町にC町を加えた1市8町のうち、6町がいわゆる「消滅可能性都市」であり、今は現状以上に中心市である当市の支えが必要となることが想定される。 当市が所在する県西部地域の実態は、正に地方圏であり、一部地域を除いては三大都市圏内であっても地方圏と同様の課題を抱えていることは明白であり、構想を必要とする地域が否かは、地方圏が三大都市圏かではなく、実態を反映すべきであることから、三大都市圏内の都市であっても、その連携・中核性等の実態に即して連携中枢都市圏に位置づけられるよう要綱改正が必要であると感じている。	本件については、昨年度も同様の提案があり、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」平成27年12月22日閣議決定)において、「連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中枢都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、平成28年4月1日に連携中枢都市圏構想推進要綱を改正しているため、本件については既に検討済みであると認識している。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
110	審査請求があった際の地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化	地方自治法第206条第2項(給与その他の給付に関する処分)、第229条第2項(分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分)、第231条の3第7項(督促など)、第238条の7第2項(行政財産を使用する権利に関する処分)、第243条の2第11項(職員の賠償命令)及び第244条の4第2項の各規定に、新行政不服審査法で規定された審理員による審理手続及び第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、「ただし、審査請求が不適法であり、却下するときは、議会への諮問を要しないものとする。」を追加する。	本市では、市長がした督促処分の取消しを求める審査請求が提出された。通常であれば、地方自治法及び行政不服審査法の規定に従い、諸手続や審査を経た上で、裁決案等を示して議会に諮問するところであるが、本件審査請求は、審査の前提となる督促処分を既に処分庁自らが職権で取り消していることから、もはや審査請求人の請求の利益がなくなるに至っており、その余の点を審理するまでもなく不適法として却下される予定である。この点につき、新行政不服審査法が、審査請求を不適法として却下する場合に第三者機関への諮問等を省略できる旨の規定を置いていることから、地方自治法に基づく議会への諮問手続についても省略できるかどうかを総務省に確認したが、当該議会への諮問手続は、審査請求を却下する場合でも必要との回答であった。したがって、本市議会では、諮問の日から20日以内に、委員会等で合議により審査し、さらに本会議で意見の表決をすることとなるが、本件審査請求のような場合には、実質的な審査を要する部分がないにもかかわらず、議会事務局や執行機関では、各会議の開催のための手続や議員の日程調整のほか、関係資料の作成のための事務処理に時間と経費をかけて、いわば形骸化した議会手続を消化せざるを得ない。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、当該議会手続が終わるのを待たなければならない。	総務省	松山市	春日部市、日高市、宇部市、延岡市	—	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、議会への諮問手続を経ることとされている。これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与に関する事務等」という。)に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められるところであるが、給与に関する事務等に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。この点、形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない審査請求と、実質的な価値判断が必要になる審査請求との線引きは、必ずしも明確にできるわけではない。また、実質的な価値判断が不要な審査請求についても、仮に議会への諮問手続を省略した場合には、裁決までの手続において第三者の視点が全く入らないこととなり、手続の正確性、公平性、客観性を担保するという地方自治法上の目的が達成されないこととなる。したがって、審査請求が不適法であり請求を却下する場合においても、議会への諮問手続を省略することは適当ではない。
131	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。	【制度改正の必要性】本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」という。)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後も同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受けなければならないこととなり、円滑な業務運営の支障となっている。【支障事例】法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	総務省	青森県	鳥取県、広島市	○平成27年10月に地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(食品開発研究所実験棟)の建物の一部を除却する際に、地独法第8条第2項の規定により定款の変更手続きが必要となり、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受けなければならないこととなった。○【支障事例】本市が設立した地方独立行政法人加古川市民病院機構は、平成28年6月末まで2病院体制で運営していたが、平成28年7月に両病院を統合した新病院の開院に伴い、現物出資した財産を市に返還し、今後は市が主体となり公共活用及び民間活用する予定である。これに伴い、平成28年3月議会で「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」の処分のほか、「定款変更」についても議決を得たところである。財産の処分にあたり、今後の民間活用(売却)を見越して平成27年度に土地の確定測量を行った結果、面積修正が生じたところであるが、当該修正が法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」として別途議決が必要か議論となった。厳密には今回の面積修正は軽微なものに当たらないが、当該測量が今後の民間売却に関する一連の行為であり、別途認可は必要ないということと調整したところである。今回提案の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たるかどうかだけでなく、財産処分の一連の行為である途中経過の修正についても軽微なものとして法令に明確に規定することで、定款変更事務の効率化が期待できる。	地方独立行政法人法(以下「法」という)第8条第2項に定める「軽微」な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更とされている(地方独立行政法人法施行令第2条)。法人の資産をこれらと同等の軽微なものとして位置付けることはできない。
200	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制に緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防災物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【支障事例】本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。	総務省	広島県	鹿角市、延岡市	—	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところ。空き家を宿泊施設として旅館業を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより慣れない火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えている。ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されている。
203	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	警察庁、総務省	厚木市	大田原市、茂原市、松本市、豊田市、徳島県、久留米市	○当市でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考ええる。○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。	地方財政法第28条の2は、地方公共団体相互間の経費負担に係る一般原則を規定しているものであり、個別の事務権限の主体について規定しているものではない。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
251	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行えるようにする規制緩和	規制標示の管理権限(修繕行為)について、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・「止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している。 市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	警察庁、総務省	豊田市	大田原市、茂原市、厚木市、徳島県、久留米市	○当市でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による早急な対応が難しいのであれば、市が補修を実施することで迅速な危険箇所の改善が可能であると考え。 ○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不鮮明な箇所について補修要望があった際は、公安委員会に補修の要請を行っているところであるが、対応までに時間を要しているところである。 ○都道府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警の限られた予算の範囲内において行っているため、その優先度を検討して補修を行っている。 そのため、修繕が必要な箇所全てに対応できていない現状にあり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。 ○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。 ○分譲地一帯を修繕(停止線、停止誘導線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止誘導線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。	地方財政法第28条の2は、地方公共団体相互間の経費負担に係る一般原則を規定しているものであり、個別の事務権限の主体について規定しているものではない。
193	広域連合の規約変更手続の弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスタースターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。 上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることの3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	-	-	広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。 規約の変更にかかると総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。 加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適当であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときには、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。 以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。 なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。
234	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスタースターズゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。 上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正に当たり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていることの3点を踏まえ、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているもの。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。 規約の変更にかかると総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・妥当性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該許可は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものである。 加えて、総務大臣は、その権限上、国の行政機関の全ての事務を所管するわけではないことから、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の考えも聴くことが適当であることや、複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときには、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該協議も、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。 以上のことから、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にかからしめる必要がある。 なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3月と定めている。
235	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならぬ(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請に当たり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機会が高まらない。	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、 ①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること ②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられること といった趣旨から設けられたものである。 本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係省庁との協議を踏まえ、最終的には閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
268	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大	郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大するよう関係法令を改正すること	介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態」で、具体的には、「寝返り、両足の立位、移乗、移動、洗顔、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多い。	総務省	特別区長会	石狩市、宮古市、栃木市、新宿区、伊豆の国市、防府市	○本市では平成27年度末現在で、要介護5の認定者数は、941人、要介護4の認定者数は、1,139人となっており、また、高齢者世帯も年々増加している。 郵便等による不在者投票は、平成16年3月1日に対象者の見直しとされ、「要介護5」の方が郵便等による不在者投票ができるようになったが、対象者の見直しから10年以上が経過し、少子高齢社会を迎える中で、現行制度では対象外となっていて、介護なしでは投票所に行くことが困難な「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思のある選挙人の選挙権行使の機会の確保ができる。 ○介護認定については、「要介護5」から「要介護4」に認定が変更される例も見られ、従来利用できていた本制度が利用できなくなる。その場合、実質的に当該選挙人の選挙権行使の機会が失われることとなり、当区においても、過去に本人や家族などからの苦情につながったケースもあった。 また、「要介護4」からの本制度利用を訴える声も区民から寄せられている現状がある。 ○平成26年度末現在で、本市においては要介護5の認定者は285人、要介護4の認定者は316人いる。本市は合併により市域が拡大し、旧村域においては投票所までの距離が遠いため、郵便投票の範囲の拡大は住民の利便性の向上につながると思われる。 ○要介護4の介護状態は、「重度の介護を必要とし、立ち上がりや歩行などの動作、居室の掃除や排泄などの身の回りのことがほとんどできない」とされており、ほとんどの方が介助なしでは投票所へ行くことが困難である。 本市において、平成26年9月末現在で、要介護5の認定者は503人、要介護4の認定者は623人いる。さらに、高齢者人口の増加及び要介護者の認定率の上昇から、要介護者は今後も増加していく見込みである。 郵便等による不在者投票ができる者を「要介護4」まで拡大することにより、身体的な理由で投票所に行くことができない有権者の投票の機会を確保し、投票環境の向上につなげることができる。	選挙の投票については、できるだけ多くの方に機会を確保することが求められると同時に、選挙の公正を確保することも重要である。 郵便等による不在者投票は、かつて不正が横行して、昭和27年に一旦廃止された。その後、昭和49年に身体障害者手帳における一定以上の重度障害者等に限定して再創設され、平成15年に各党各会派における議論・協議を経て、介護保険の要介護5の者を対象に加える等の改正がなされ、現在に至っている。 郵便等投票の対象者の拡大等、現行制度で投票することが困難な方々の投票機会をどう確保していくかについては、総務省として、その重要性を認識しているが、一方で、過去の経緯から選挙の公正確保との調和の観点も含めて検討されるべき課題であり、各党各会派において議論されるべき事柄であると考えます。
101	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。	平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いため、登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければならないということでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうなれば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	総務省、法務省	新見市	-	-	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)は、民間委託に関する法律であり(第1条参照)、御指摘の条文は本来国職員である登記官が行うとされている業務を、特例として民間委託できるようにしたものである。 したがって、御提案の内容は法の基本理念にそぐわないものであり、対応は困難である。
270	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするとともに、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型的な入力、押印に関しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分に該当すると見なされるおそれがあるため職員が行う などの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。	総務省、法務省	特別区長会	小山市、安曇野市、豊田市、津市、久留米市、五島市	○戸籍業務に関しては「審査入力の確定ボタンの押下」「証明書の全件確認」等、あらゆる業務において、部分的に自治体職員が関与すべきとされている。当市においては、民間事業者への委託は検討中の段階であるが、こうした拘束のために、戸籍業務の委託は実務上困難と考えている実情がある。自治体職員と民間事業者の業務分担を、現実的かつ効率的に切り分けのできるレベルでの指針が示されなければ、民間事業者への委託は実質的に困難と言わざるを得ない。	業務の範囲の明確化について、総務省においては、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲が明確になるよう、事業を所管する省庁との協議のもと、平成27年6月4日に「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)を发出している(なお、本通知については御指摘の通知の内容を含めたものである)。
271	窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討	窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされる場合がある。そのため、具体的実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる(「偽装請負」と見なされる)こととなり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意図伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。	総務省、厚生労働省	特別区長会	小山市、柏市、安曇野市、豊田市、津市、五島市	-	民間事業者に対する委託の整理について、所管省庁と協議のもと、適正な請負(委託)事業の実施方法や、効率的な請負(委託)事業の事例を整理した「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」(平成26年3月改定・内閣府公共サービス改革推進室)を发出しているところ。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
46	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。 この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	内閣府、総務省	埼玉県	神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県	○本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提案している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。 ○指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所の所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするにとされています。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。 このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるかと考えます。
283	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	内閣府、総務省	神奈川県	青森県、埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県	○本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提案している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。 ○指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所の所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○本県でも、NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せていただくよう同様に提案している。	地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするにとされています。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。 このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるかと考えます。
103	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	内閣府、総務省、厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大分市、大分市	○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。 ○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらったため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。 ○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請書の世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第37条の2第1項に係る事務については、個人番号を利用して個人情報等を効率的に検索し、及び管理することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第52条第3号)また、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を、個人番号を用いて連携することができ、保険の加入状況等を把握することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための法律別表第2第97項) 以上のように、感染症法第37条の2第1項に係る事務についても、個人番号を活用し事務の効率化に資する場面は想定されるため、同項に基づく公費負担申請の際には、引き続き個人番号の記入をお願いすることとしたい。
31	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都	山形県、茨城県、神奈川県、長野県、静岡県、豊田市、滋賀県、鳥取県、岡山県、沖縄県	○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。 ○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めるとなり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受け付ける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。 ○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うよう求められることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請の際に、住民票の提出を求めるとなり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	基本4情報及びマイナンバーは容易に個人を特定できる可能性のあるものであるため、万が一情報漏えいした場合には、容易に本人が特定されてしまい、被害が拡大する可能性がある。 そのため、他の機関の保有する情報を照会する時は、マイナンバーや基本4情報を直接利用せず、機関ごとに異なる「符号」という別の番号を使って情報連携を行うことにより、個人情報が誰のものであるか特定することができないようにしている。 したがって、情報連携の対象となる「住民票関係情報」に「住所地情報」という基本4情報の一部を追加した場合は、「符号」で本人特定をできなくなっている意味がなくなってしまうもの。 なお、住所地情報は「本人確認情報」の一つであり、法令に定められた事務であれば、住基ネットを検索が可能であることから、当該事務で住基ネットを使用する必要があるのであれば、住基ネットの端末を追加で配備することにより、対応は可能となるものである。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
196	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大 重点事項23	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学費の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	(内閣府の回答を記載) マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
252	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止 重点事項29	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	内閣府、総務省	豊田市	<p>いわき市、川越市、所沢市、桶川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市</p> <p>○本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因になっている。また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改定が必要と考える。</p> <p>通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H27年度 <ul style="list-style-type: none"> 転入届出数 15,998件 転居届出数 7,686件 ●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> 人口 410,033人 世帯 179,764世帯 世帯人口 2,28人 ●通知カード数 <ul style="list-style-type: none"> 15,998×7,686×2,28 = 約54,000枚 ●1件あたり追記時間 約3分 ●1年に増加する時間 <ul style="list-style-type: none"> 54,000枚×3分 = 2,700時間(348日分)⇒職員1.5人分の業務量 <p>○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。</p> <p>また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらなため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならぬ現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われるが、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考えられる。</p> <p>マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまふ。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。</p> <p>○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年も追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の内滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。</p> <p>○住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が行かなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに紙2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。</p> <p>また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。</p> <p>通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。</p> <p>窓口事務の内滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改定が必要と考える。</p> <p>○当市は外国人実住者の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これにより、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。</p> <p>これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人員費も市区町村の大きな負担になっている。</p> <p>この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。</p> <p>①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。</p> <p>②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要な事務を削減することにより、地方財政の健全化に寄与する。</p> <p>③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。</p> <p>○住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。</p> <p>また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。</p> <p>○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。</p> <p>これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となっている。</p> <p>また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。</p> <p>通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかになっており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。</p> <p>○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。</p> <p>当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人計74,000人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3～4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集中する。</p> <p>追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。</p> <p>通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないかと。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないかと。</p> <p>○通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあるとおり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため通知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。</p> <p>実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない明が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのため再来所を求めることの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏書をしないことを切に要望するものである。</p>	<p>個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第16条の規定により、本人確認の措置として、一般的には個人番号カードの提示が通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示が必要となる。</p> <p>本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となること、出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、個人番号の提供の際の本人確認ができないこととなる。</p> <p>このために、番号利用法等において、通知カードの追記欄に、変更に係る事項の記載が必要としているところである。</p>	

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
290	<p>公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用</p> <p>重点事項23</p>	<p>公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。</p>	<p>公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会を行うことができない。</p> <p>現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。</p> <p>マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。</p> <p>その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。</p> <p>マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。</p> <p>このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。</p> <p><参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約127,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居決定:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承継:約2,000件</p>	<p>内閣府、総務省、国土交通省</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市</p>	<p>北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市</p>	<p>○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。</p> <p>円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。</p> <p>○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。</p> <p>現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。</p> <p>マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。</p> <p>その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。</p> <p>マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。</p> <p>このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。</p> <p><参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約22,000件 ・家賃減免:約11,000件 ・入居決定:約1,000件 ・同居承認:約600件 ・地位承継:約300件</p>	<p>(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。</p> <p>指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。</p>
296	<p>マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)</p>	<p>地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。</p> <p>独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。</p> <p>そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。</p>	<p>【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。</p> <p>番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。</p> <p>しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。</p> <p>マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。</p>	<p>内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>茨城町、京都府、生駒市</p>	<p>○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。</p> <p>○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。</p>
297	<p>マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し</p> <p>重点事項21</p>	<p>地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報の項目が、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。</p> <p>そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。</p>	<p>【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。</p> <p>具体的な支障事例1 〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。</p> <p>【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。</p> <p>【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要</p>	<p>内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>豊田市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、鳥根県、大村市、大分県</p>	<p>○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。</p> <p>〔準ずる法定事務〕児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕子どもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。</p> <p>〔準ずる法定事務〕児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況 〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。</p> <p>○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額しか照会できない。</p> <p>〔独自利用事務〕就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。</p> <p>○具体的な支障事例は以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目 〔独自利用事務〕特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。</p>
298	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p>重点事項22</p>	<p>マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。</p> <p>地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。</p>	<p>【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるに関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。</p> <p>〔療育手帳〕 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 〔外国人保護〕 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務</p>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、鳥根県、岡山県、広島市、宮崎県</p>	<p>○療育手帳について、事務手続上同様に扱われること多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながるものが懸念される。</p> <p>○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等)を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。</p> <p>番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能のため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。</p> <p>同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。</p> <p>同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。</p>

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
299	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備 重点事項23	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	-	-	中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。 なお、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が整備・提供し、地方公共団体が利用しているものであり、地方公共団体以外の主体が情報連携を実施する場合には、当該主体において環境整備を実施する必要があるものです。
300	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し 重点事項22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報への入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	神奈川県、静岡県、豊田市、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県	○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改革は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	(内閣府の回答を記載) マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。
134	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改革の必要性はあるものと考ええる。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
302	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
135	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考え。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
303	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
83	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要最小限度の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な正命令を行おうとすると、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確知できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	内閣府、総務省、国土交通省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	日高市、練馬区、徳島県、大村市、延岡市	○提案団体とほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確知(又は確知できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めます。 ○本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空き家の相談を受けており所有者に空き家放置による危険性を促しているが、「相続が終わっていない」「お金がない」などの回答に尽きてしまう。空家対策特別措置法はありがたい施策であるが、助言又は指導、勧告を経ていると時間を要してしまい対応に遅れが生じる恐れもある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令が行えるよう改正願いたい。 ○倒壊等が危惧される空き家として、市内に100軒以上を把握しており、強風等が発生した場合に通りに通らなかつた市民や近隣の住民及び家屋に危害を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正が必要と考えた。	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。))に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続きを踏む趣旨である。 なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合は措置を条例で定めることは可能である。

総務省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
172	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等はもとより、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特措法)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判断しにくいケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	総務省、国土交通省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、関西広域連合	新市区、金沢市、春日井市、門真市、伊丹市、岡山市、北九州市、大村市	○ 当該建築物は、壁を共有し2戸に分かれた長屋建ての建築物のうに所有権が2つに分かれている。空き家となっている住戸の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならない。また、空き家の所有者が死亡し相続等で権利関係が複雑化している。条例を制定し指導を行っているが、条例には、税制上の措置や略式代執行がないことから、その効果が限定的である。 ○ 市民から寄せられる管理不全な建築物の相談の多くは、長屋住宅に対するものであり、また、それらの長屋住宅は所有区分されているものが大半である。しかし、1戸でも利用があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等ではないとのことにより、同法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず、また、同法に基づく指導等が行えないため支障をきたしている。仮に、区分所有の長屋住宅が全て空家であり、当該長屋の1戸のみが管理不全であった場合でも、同法に基づく指導は、長屋住宅の全ての区分所有者に対して行うことと解釈されているが、適正に維持管理されている所有者に対しても指導することとなり、同法第14条に基づく勧告を行えば、住宅用地に係る課税の特措法の対象から除外されることから、混乱が生じる恐れがある。これらのことから、長屋等区分所有が可能な建築物の場合には、それらの区分ごとで同法の適用が可能となるよう制度改正を求める。 ○ 本市は、建築基準法に基づき危険箇所の改善の指導ができる特定行政庁であることから、これまで一部が使用されている長屋建て住宅や共同住宅である老朽危険家屋に対する指導を行ってきました。しかしながら、提案のとおり法の対象を拡大することで、建築基準法ではできない課税情報等の利用が可能となり、一部が使用されている老朽長屋等の調査・指導を取り組みやすくなるため、提案に賛同致します。 ○ 長屋住宅の一部の壁や母屋、屋根を共有しているため、空家となり老朽化した部分からの雨漏りなどが、隣家に直接影響を与える事例も発生しており、本市においても、土地と建物合せて住戸に所有権が分かれている長屋が空家となり、一部屋根が崩れている状態となっている物件が多くなり、条例に基づいて指導を行っているところである。そのような状況の中、分譲長屋の一住戸の所有者が、自己所有の敷地において建て替えるを望んだとしても、解体により、老朽化した隣家の空家の崩壊を誘発する可能性があることから、対応出来ない状態になっている場合があり、やむを得ず引越した所有者もおり、状況によっては戸建の空家よりも問題が深刻化する場合がある。したがって、賃貸長屋の場合は現状の特別措置法に基づく考え方で問題は無いが、所有権の分かれている分譲長屋については、相隣関係に基づく民間の問題と捉えることも出来るが、本市の例にあるように空き住戸を逆に増やす結果となる可能性もあることから、特別措置法を適用出来るよう、法改正が必要と考える。 ○ 市民は、一部に居住者がいる長屋が特措法の対象外であることを知らないため、本市においても、一部に居住者がいる長屋に対する相談が寄せられており、対応に苦慮している。中には、倒壊のおそれがある長屋もあることから、対象の拡大は望ましいと考える。 ○ 本市においても、長屋建ての建築物について、空き住戸部分に着しく破損し、近隣住民から安全の確保を要請されている案件が複数あるが、当該空き住戸以外の住戸に居住者が存在する場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)の対象とならないため、不動産登記情報により空き住戸の所有者が判断しにくいときでも固定資産税課税情報を利用できず、所有者の特定にも苦慮する状況になっている。また、当該空き住戸の所有者を確認できたとしても、当該空き住戸の所有者に対しては特措法による措置を行うことができないため、その是正に向けて市が実施できることは限定的なものにならざるを得ない。このため、一部に居住実態がある長屋建て建築物や共同住宅についても特措法の対象となるよう「空家等」の範囲を拡大する改正を行うことを求める。 ○ 本市においても、長屋住宅(2戸)の1戸が著しく危険な状態で、1戸が居住しているものがあります。居住している方が、生活や生命を脅かす可能性のある状態は望ましいものではないと考えていますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮しています。 ○ 本市においても区分所有された3軒長屋が存在し、うち1軒に居住者がおり残り2軒が空き家となっている。このうち1軒の空き家について、屋根が一部倒壊し、室内には雑草が繁茂し、害虫の発生のみならず、小動物も棲み着いており、近隣住民からの苦情も何度もあった。しかし、この所有者は、行政からのお断りにも聞くを持たない。「空家等対策の推進に関する特別措置法」を適用し、助言・指導、勧告、命令と対処することができないため、今後の対応に苦慮している。本事業及び今後でできる可能性のある同様の事案について、ほかの空き家同様行政として適切な処置をすべく、特措法の改正が必要であると考える。	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」と同義である。長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一区分にすぎず、一住戸ごとに「空家等」が否かを判断するものではない。したがって、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適当である。 なお、法令と同一の目的のもとに、法令が規制対象としていない事項について条例を制定することは、空家法に抵触しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。
173	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の探索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	日高市、練馬区、湯沢市、金沢市、伊豆の国市、八尾市、門真市、延岡市	○ 高齢化の進展、人口減少に伴い、本市においても相続放棄され、所有者不存在となる土地、家屋が増加しつつある。相続放棄され所有者不存在となった土地家屋は、安定した税収が見込める固定資産税にも深刻な影響を与え続けることとなり、早急に対処する必要があるが、現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立することで、資産価値を失いつつある財産の有効活用が図られる。 ○ 所有者が存在しない空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合は同様の支障が生じる恐れがある。 ○ 所有者が不明であっても倒壊等のおそれがある場合等には、市として略式代執行せざるを得ないことがあり得るが、危険な建物を取り壊したあとにも、当該土地の所有者不明の問題は残り、土地利用について滞ってしまう。これに対し、別途、相続財産管理人制度等によりこれを解決するのではなく、関連する問題として、空家等対策特別措置法により、当該地を地方公共団体等へ帰属できるようにするなど、跡地問題も含めた制度改正を求める。 ○ 本市の事例は、2軒長屋の1軒が法定相続人のいない空家となっており、現在は管理不良な状態にはなっていない。また長屋で1件は居住者がいるため、特別措置法の対象とはならず、本市の条例に基づいて処置を行っているが、状態の変化を定期的に確認する事しか出来ない状態である。その上で、特別措置法や条例以外の法による措置を考えた場合、民法に基づき、相続財産管理人を選任の上、国庫帰属の手続きを取る事となるが、隣家と切り離して戸建を建設する事は土地の面積を考慮すれば、困難であり、実際問題としては国庫帰属も難しいと思われる。このような場合で、隣家の所有者が購入の意思がある場合や、地元での集会所利用などの意向がある場合は、地方自治体へ帰属し、処置を行う方が有効な場合があると考える。 ○ 本市においても、所有者が失踪し、行方不明になっている危険空家等の対応に苦慮している案件があるほか、現在、指導を継続している危険空家の中には、現所有者に相続人となる者がいない物件も存在している。今後、このように所有者が存在しない危険空家が増加し、必然的に略式代執行に至る案件も増えていくことが想定されるが、除却後の跡地の処分について、財産管理人制度では、その費用負担や財産管理期間の長期化などの課題があり、市が直接かつ容易に危険空家を除却することが困難になる一因となっている。このため、略式代執行後の跡地について、財産管理人を選任することなく、国又は当該略式代執行を行った地方公共団体に帰属させることができるよう空家等対策の推進に関する特別措置法に規定することを求める。 ○ 例えば、土地と建物の所有者が異なる場合も考えられるため、様々な状況を想定した上で規定することが望ましい。 ○ 所有者を特定できずに、措置できない。また、市で代執行するにも請求先がなく、税金からの持ち出しとなるため市の負担になるため、対応できずにいる。相続人の全てが放棄の意思表示をしている案件が既に発生しており、その対応に苦慮している。建物除去できたとしても土地の処分時間と費用がかかる状態では、除去等の執行を判断する際に支障となる。 ○ 所有者が存在しない空家について、相続財産管理人制度を利用し、建物及び跡地処分を行った事例あり。弁護士との調整、跡地の処分等の問題を解決するのに相当の時間がかかった。跡地の購入者が見つかったため解決に至ったが、見つからない場合は同様の支障が生じる恐れがある。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調査や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所有者等に対して命令するために行われる手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。 空家法に基づく略式代執行により特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続きを経ることなく一方的に国又は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。
88	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標準及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数などの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標準・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。 栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茂原市、江尾市、八尾市	○ 災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。 ○ 当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならぬ状況が発生する。事前届出の段階で、標準・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。 また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標準及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。	発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の役割に照らせば、別紙の理由から、標準・証明書の事前届出時の交付や車両を特定しない事業者ごとや台数などの事前届出の受理を行うことは適切でない。 災害時の交通規制に際しては、標準の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行っており、災害発生後の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。 (別紙あり) なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う…緊急通行車両等確認手続を受ける際に…事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実誤認である。